



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ン ソ ー
代 表 者 名 取 締 役 社 長 加 藤 宣 明
(コード番号 6902 東証・名証第 1 部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 浅 若 正 識
T E L 0566 - 25 - 5850

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日に開催予定の当社第 92 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)を踏まえ、当社の取締役や監査役を、より幅広い候補者から登用しやすくするため、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる対象を見直すものであります。

なお、定款第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第34条</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役以外</u>の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第34条</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

本定款変更は、平成 27 年 6 月 19 日に開催予定の当社第 92 回定時株主総会に、付議予定であります。定款変更の効力発生日は平成 27 年 6 月 19 日を予定しております。

以 上